

令和6年度 防災情報ネットワーク事業
「南紀用水地区」データ転送装置更新工事

特 別 仕 様 書 (案)

近畿農政局 南近畿土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考
第1章 総 則	令和6年度防災情報ネットワーク事業「南紀用水地区」データ転送装置更新工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局施設機械工事共通事項書（令和6年4月）」 (URL:https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html) （以下、「共通事項書」という。）に基づいて実施するものとする。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目的	本工事は、国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業により造成されたデータ転送装置の更新を行うものである。 データ転送装置とは、防災中央データセンター(関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所内に設置のシステムサーバ)に国営造成土地改良施設が有する水位、雨量地震情報等の防災に関する情報を転送するための設備である。	
2. 工事場所	本工事の対象設備の設置場所は次のとおりである。 (1) 南紀用水土地改良区 和歌山県日高郡みなべ町西本庄 194-3	
3. 工事概要	本工事は、データ転送装置、情報伝送装置及び無停電電源装置等の製作、据付、既設品の撤去、データ転送装置にデータ転送プログラムのインストール及び調整を行うものである。 (1)データ転送装置(PC サーバ) 1 式 (2)情報伝送装置(ルータ等) 1 式 (3)無停電電源装置 1 式 (4)ソフトウェアインストール・調整 1 式	
4. 工事数量	別紙-1「工事数量表」のとおりである。	
5. 施工範囲	本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す設備の設計、製作、輸送、据付及び接続調整までの一切とする。	
6. 工期	本工事は受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。 なお、受注者は契約を締結するまでの間に、別紙4により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている165日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙4と併せて、休日を確認していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結日の翌日から令和7年3月19日（工事完了期限日）まで※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。 また、工事实績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件		
1. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日は次のとおりとする。 (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。 (2) 現場据付等の工事期間には、雨天、休日等11日（月平均）を見込んでいる。	

項 目	内 容	備 考
	なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇である。 2. 作業時間の制限 現場工事の施工は、平日の8時30分～17時15分までとする。 3. 施工しない日 原則、土曜日及び日曜日、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。 ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 4. その他 各更新装置の据付及び接続において、一時的な機能停止は認めるが、長時間に及ぶ機能停止は認めない。	
第4章 現場条件		
1. 既設設備等との受渡し条件	本工事で既設設備等に接続する内容は次のとおりである。 (1) 電源接続は、次のとおりとする。 1) 電源は、現在使用している防災情報NW用分電盤を使用する。 2) 防災情報NW用分電盤内の積算電力計及びMCCBは更新すること。 (2) 各対象設備からの信号受渡し方法は、第10章設計による。	
2. 搬入路	現場への搬入路は、4t車の進入が可能である。	
3. 第三者に対する措置	(1) 保安対策 本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) その他 既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。	
4. 関係機関との調整	(1) 設備設置及び配線ルート 受注者は現地確認を行い、現地精査による設置位置や配線ルートの変更が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。	
第5章 提出図書等		
1. 承諾図書	共通仕様書第1章1-1-6に示す実施仕様書、計算書及び詳細図の提出は工事の始期から30日以内に提出するものとする。 また、承諾・不承諾は提出があった日から10日以内に文書で通知するものとする。	
2. 施工図	受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。	
3. 完成図書	共通仕様書第1章1-1-26に示す完成図書及び施工図は、正1部 副1部計2部とする。 なお、紙媒体への出力は以下による。 ・工事完成図書の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	
第6章 仮設		
1. 工事用電力	現場工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。なお、本工事更新設備等の接続後の電力料金は発注者の負担とする。	
第7章 工事用地等		
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、統合管理所の敷地内とするが、使用に当たっては、施設管理者と調整しなければならない。 なお、発注者が確保している工事用地等以外の用地が受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとし、返還する場合には、発注者に報告するもの	

項 目	内 容	備 考																		
第 8 章 貸与する資料 1. 貸与する資料	とする。 本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。 (1) 貸与資料 <table><tr><th>番号</th><th>資料名</th><th>備考</th></tr><tr><td>1</td><td>平成 30 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業「南紀用水地区」情報伝送装置更新工事 完成図書</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>令和 2 年度防災ネットワーク事業「南近畿地区」防災情報ネットワーク接続整備工事 完成図書</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステム C S V 作成手順書</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステムデータ転送プログラムインストール及び設定手順書</td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td>本工事の施工に必要な資料については、監督職員と協議の上借受ける。</td><td></td></tr></table> (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで (3) 返納場所 近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所 (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。	番号	資料名	備考	1	平成 30 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業「南紀用水地区」情報伝送装置更新工事 完成図書		2	令和 2 年度防災ネットワーク事業「南近畿地区」防災情報ネットワーク接続整備工事 完成図書		3	国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステム C S V 作成手順書		4	国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステムデータ転送プログラムインストール及び設定手順書		その他	本工事の施工に必要な資料については、監督職員と協議の上借受ける。		
番号	資料名	備考																		
1	平成 30 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業「南紀用水地区」情報伝送装置更新工事 完成図書																			
2	令和 2 年度防災ネットワーク事業「南近畿地区」防災情報ネットワーク接続整備工事 完成図書																			
3	国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステム C S V 作成手順書																			
4	国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステムデータ転送プログラムインストール及び設定手順書																			
その他	本工事の施工に必要な資料については、監督職員と協議の上借受ける。																			
第 9 章 試運転調整	本工事の試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）及び通信回線使用料金は発注者が負担する。																			
第 10 章 設計 1. 一般事項	(1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第 8 章第 1 項の貸与する資料について照査し、設備の製造設計等を行うものとする。 (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。 (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。 (4) 設計、製作、据付等に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。																			
2. 設計諸元	(1) 環境条件 機器は、次の標準環境条件において正常に動作しなければならない。 <table><tr><th>機器区分 項目</th><th>管理所機器</th></tr><tr><td>温度</td><td>5 ～ 40℃ [10 ～ 35℃]</td></tr><tr><td>相対湿度</td><td>30 ～ 80% [40 ～ 80%]</td></tr></table> (注) 1) 温度、相対湿度の条件は、精度保証を示す値である。 2) 管理所機器における [] の値は、P C サーバ等の汎用品を対象とする。 (2) 機器への供給電源 機器への供給電源は、次の電源方式、電源仕様とする。 <table><tr><th>電源方式</th><th>電源仕様</th></tr><tr><td>交流電源方式 (A C)</td><td>①相数・電圧：単相 2 線、100V ± 10 V ②周波数 : 60Hz ± 3 Hz</td></tr></table>	機器区分 項目	管理所機器	温度	5 ～ 40℃ [10 ～ 35℃]	相対湿度	30 ～ 80% [40 ～ 80%]	電源方式	電源仕様	交流電源方式 (A C)	①相数・電圧：単相 2 線、100V ± 10 V ②周波数 : 60Hz ± 3 Hz									
機器区分 項目	管理所機器																			
温度	5 ～ 40℃ [10 ～ 35℃]																			
相対湿度	30 ～ 80% [40 ～ 80%]																			
電源方式	電源仕様																			
交流電源方式 (A C)	①相数・電圧：単相 2 線、100V ± 10 V ②周波数 : 60Hz ± 3 Hz																			

項 目	内 容	備 考
第 11 章 機器仕様 1. データ転送装置	(3) 情報転送項目 データ転送装置（南紀用水土地改良区）から防災中央データセンターに転送する情報項目は、別紙－2「管理項目表」のとおりとする。 (4) 信号情報受渡し条件（インタフェース） 各接続設備との信号情報受渡し条件は次による。 1) データ処理装置(水管理システム)・データ転送装置（防災情報ネットワーク） ① Ethernet 2) 送信タイミング ① 計測データ 10 分間隔 ② S V データ 10 分間隔（1 分間隔又は状態変化時） (5) 伝送回線構成 インターネット光回線（N T T フレッツ）	
	3. 停電及び雷害対策 (1) 停電対策 停電時の機能保持として、電源は既設予備発電装置からの電源供給によるものとする。 また、既設予備発電装置が起動するまでの 40 秒間については、更新する無停電電源装置を介した電源供給によるものとする。 (1) 一般事項 島ノ瀬ダム管理事務所に設置された既設水管理制御設備の入出力処理装置Ⅱから出力するデータを入力し、防災中央データセンター向けに出力する。 (2) 機器構成 PC サーバ 本体 1 台 ディスプレイ 1 台 キーボード・マウス 1 式 O S Windows Server2022 standard (3) 機器仕様 1) プロセッサ ・Intel 社 Xeon プロセッサ（2.6GHz, 4 コア）相当以上の CPU を 1 個以上搭載していること。 ・増設による拡張が可能であること。 ・x64 命令セット対応。 ・NX と DEP のサポート。 ・CMPXCHG16b、LAHF/SAHF 及び PrefetchW のサポート ・第 2 レベルのアドレス変換（EPT 又は NPT）のサポート。 2) メモリ ・8GB 以上実装していること。 ・増設による拡張が可能なこと。 ・ECC（誤り訂正符号）型または同様のテクノロジー。 3) 内蔵記憶媒体 ・物理容量が 500GB 以上ある SATA ディスク（7,200rpm 以上）または SSD を 2 個以上搭載（実行容量:500GB 以上）していること。 ・増設による拡張が可能なこと。 ・RAID コントローラで RAID1 構成とすること。 ・ホットプラグに対応し、システムを停止せずにディスクを交換できること。 4) インターフェイス ・USB2.0 以上のポート 4 個以上備えていること。 ・1000BASE-T/100BASE-TX ポートを 1 個以上有していること。 5) ディスプレイ ・17 型以上、1,677 万色以上。 ・Supre VGA（1024x768）またはそれ以上の解像度に対応しているグラフィックスデバイスおよびモニター。 6) キーボード ・USB インタフェース、OAG 109A 配列、USB コネクタに接続可能なこと。 7) マウス ・USB インタフェース、2 ボタン、光学式、ホイール付、USB コネクタに接続可能なこと。 8) 電源 ・無停電電源装置と接続し、電源供給を受けることができること。 ・80PLUS SILVER 以上に準拠し、省電力に配慮した効率的な電源機能であること。	

項 目	内 容	備 考
	・電源は相数：単相 2 線、電圧：AC100V±10V、周波数：60Hz±3Hz 環境で利用できること。 9) 光学ディスクドライブ ・DVD-ROM の読込みに対応していること。 10) 記憶領域コントローラとディスク領域の要件 ・PCI Express アーキテクチャの仕様に準拠している記憶域アダプターを搭載していること。 11) ネットワークアダプタの要件 ・ギガビット以上の処理能力があるイーサネットアダプター。 ・PCI Express アーキテクチャの仕様への準拠。 (4) ソフトウェア要件 1) OS ・Windows Server2022 standard ・必要なライセンス及びメディアキットを用意すること。 2) ウイルス対策 ・発注者から供給するウイルス対策ソフトを、サーバの稼働に支障のないようにインストールするものとする。 ・発注者から供給するウイルス対策ソフトは、トレンドマイクロ社、server protect を想定している。 3) UPS 管理 ・指定した条件でシステムを自動的にシャットダウンできること。 ・スケジュール運転や UPS の状態監視と制御などの機能を提供していること。 ・設定等のインタフェースは、Web ブラウザ、又は専用画面を使用して行えること。 ・ネットワーク通信 (TCP/IP) 又はシリアル通信による接続が可能なこと。 4) ミドルウェア ・Java 8 Update 45。 5) 共有 DISK の設定 ・貸与する「データ転送プログラムインストール及び設定手順書」に記載されているディレクトリ構成に従って共有 DISK の設定を行う 6) データ転送プログラム ・貸与する「データ転送プログラムディスク」のインストールを実行し、貸与する「データ転送プログラムインストール及び手順書」に基づき防災中央データセンターとの通信設定を行う。 7) ファイアウォール機能 ・、防災中央データセンター向けに転送はインターネットを介して伝送することから、セキュリティを確保し、データ伝送が可能なものとするため、ルータ・ファイアウォール機能を追加する。 (5) ソフトウェアの著作権 本工事で製作（以下「開発」という。）されたソフトウェアに関する著作権の帰属については、次のとおりとする。 1) 新規に開発したソフトウェア ソフトウェアの著作権については、受注者に帰属するものとするが、発注者がソフトウェアを使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。 2) 発注者または受注者が従前から有していたソフトウェア 発注者または受注者が従前から有していたソフトウェアの著作権は、それぞれ発注者または受注者に帰属する。この場合、受注者は発注者に対し、当該ソフトウェアについて、受注者が対象ソフトウェアを使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。	
2. 情報伝送装置（ルータ）	(1) 一般事項 インターネット網へ接続するルータ等で構成する。 (2) 機器 1) ルータ ①対応回線及びサービス網 FTTH(光ファイバー)、IP-VPN 網、広域イーサネット網に対応可能なこと。 ②LAN インタフェース 1 ポート以上を有すること。 1000BASE-ET/100BASE-TX/10BASE-T に対応し、ストレート／クロスの自動判別が行えること。	

項 目	内 容	備 考
3. 無停電電源装置	③ LANスイッチ機能（スイッチングHUB） LANスイッチ機能（スイッチングHUB）を有し、4ポート以上接続可能であること。 LAN分割（ポートベースLAN）が行えること。 ④ スループット 最大 200Mbit/s 以上であること。 ⑤ VPNスループット 最大 80Mbit/s 以上であること。 ⑥ ルーティング対象プロトコル RIP、RIP2、OSPF、BGP4 に対応していること。 ⑦ 経路エントリー数 2,000 以上であること。 ⑧ WANプロトコル PPP over E に対応していること。 ⑨ 管理プロトコル SNMP に対応していること。 ⑩ 認証機能 PAP/CHAP に対応していること。 ⑪ VPN機能 IPsec の機能を有すること。 VPN対地数が 10 以上可能であること。 ⑫ 閉域サービス用機能 タグ VLAN に対応可能であること。 ⑬ セキュリティ機能 ポリシーフィルタ（ポリシー最大数：128、セッション最大数：4,096）、入力遮断フィルタ、不正アクセス検知（32 種類）、URL フィルタリング機能（外部データベース参照型・内部データベース参照型）、IDS（不正アクセス検知）メール通知機能、Winny フィルタ機能、DHCP 端末認証機能、フィルタ設定検証、VPN 設定検証、パスワード強度チェック機能を有すること。 ⑭ アドレス変換機能 NAT、IP マスカレード、静的 NAT、静的 IP マスカレード、DMZ ホスト機能、PPTP パススルー（複数セッション）、IPsec パススルー（1 セッション）、FTP 対応、traceroute 対応、ping 対応、IP マスカレード変換セッション数制限に対応可能なこと。 ⑮ NATセッション数 4,096 以上であること。 ⑯ ルータ機能 DHCP サーバ、DHCP クライアント、DHCP リレーエージェント、DNS リカーシブサーバ、DNS サーバ選択機能、CIDR、PROXY ARP、NTP クライアント機能を有すること。 LAN セカンダリアドレス設定、フィルタ型ルーティング、マルチホーミング、スケジューリング機能、UPnP 対応、SIP-NAT 対応、LOOPBACK/NULL インタフェース、SNTP サーバ機能、生存通知機能を有すること。 ⑰ ログ機能 ログを取得でき、外部メモリ等に出力可能なこと。 ⑱ 設定手段 シリアル、TELNET（多重）、WEB ブラウザ（GUI）、TFTP によるダウンロード/アップロード可、SSH サーバ機能、USB メモリによる設定、コマンドによる HTTP リビジョンアップにより、設定が可能なこと。 ⑲ 電源 無停電電源装置と接続し、電源供給を受けることができること。 省電力に配慮した効率的な電源機能であること。 電源は AC100V（50/60Hz）環境で利用できること。 （1）一般事項 ルータ、回線終端装置（通信業者設置）とともにキャビネット内に実装するものとする。 （2）機能 1）運転方式 常時は交流入力を整流器で整流した直流出力により、蓄電池を充電するとともに、商用と同期のとれたインバータで交流に変換し負荷に給電する。	

項 目	内 容	備 考
	停電時（交流入力断）には、蓄電池からの直流出力をインバータで交流に変換し無瞬断で負荷に給電する。 整流器及びインバータ故障時等には、無瞬断で自動的にバイパス回路に切換えできるものとする。なお、手動切換えも同様とする。 2) 操作 本機器の運転・停止及びバイパス切換え等の操作が行えるものとする。 3) 表示（警報含む） 本機器の盤面において次に示す表示（製造者標準）が行えるものとする。 ①状態表示 ②故障表示（警報及び外部出力含む） (3) 機器仕様 1) 定格 連続 2) 冷却方式 強制冷却 3) 運転方式 常時インバータ給電方式 4) 交流入力 ①相数 単相 2 線 ②電圧 AC100V±10V ③周波数 60Hz±3Hz 5) 交流出力 ①相数 単相 2 線 ②電源 AC100V±10V ③電圧精度 定格電圧±3%以内 ④周波数 60Hz ⑤周波数精度 定格周波数±1%以内（蓄電池運転時） ⑥電圧波形歪率 6%以下（線形負荷時） ⑦定格容量 350VA 以上 ⑧過負荷耐量 製造者標準 ⑨定格負荷力率 0.6 程度 ⑩過渡電圧変動率 ±10%以内 ⑪出力コンセント数 1 個以上 ⑫蓄電池 (a) 準拠規格 JIS C 8702-1、JIS C 8702-2、JIS C 8702-3 (b) 形式 小形制御弁式鉛蓄電池 (c) 期待寿命 5 年（25℃環境下） (d) 停電補償時間 3 分間 ⑬電源切替方式 無瞬断切替 (4) 予備品・付属品 本機器の予備品・付属品は、製造者の標準のものとする。	
4. 分電盤	1) 分電盤 ①構造・寸法 鋼板製屋内壁掛型、300(W)×400(H)×200(D)mm（既設） ②収容機器 ア．積算電力計（更新） 1φ100V、20A イ．MCCB（更新） 2P30AF 20AT 程度	
第 12 章 据付		
1. 一般事項	(1) 受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。なお、その経費については別途協議するものとする。 (2) 据付は、共通仕様書第 3 章第 7 節から第 12 節及び第 13 章第 10 節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。	

項 目	内 容	備 考																							
2. 電気通信設備	(1) 電気盤及び電気通信設備用配管類の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震設計を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。 (2) 電気盤については、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」、電気通信設備用配管類については、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」を使用するものとし、耐震クラスは日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」に示すSクラス以上とする。 (3) 耐震設計については、新設のほか、既設機器へ装置を追加する場合も実施するものとする。 (4) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。 (5) 電線等は、負荷等に対して適正な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないように、また、強い張力などを与えないよう慎重に入線及び配線を行う。また、端末には適当な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。																								
3. 据付材料	本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 (1) 見本又は資料の提出 下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出し承諾を得た後に使用するものとする。 <table><tr><th>据付材料名</th><th>提出資料</th></tr><tr><td>耐震器具等</td><td>カタログ等</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	据付材料名	提出資料	耐震器具等	カタログ等																				
据付材料名	提出資料																								
耐震器具等	カタログ等																								
4. 更新機器の取扱い	更新にあたり撤去した既設機器については、共通仕様書第1章1－1－22 に基づき、工事発生材報告書と併せて、施工段階確認時に監督職員に引き渡すものとする。																								
5. 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table><tr><th></th><th>工程</th><th>作業内容</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td rowspan="6">工程ごとの作業内容及び解体方法</td><td>①仮設</td><td>仮設工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他</td><td>その他 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr></table>		工程	作業内容	分別解体等の方法	工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	②土工	土工工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
	工程	作業内容	分別解体等の方法																						
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
	②土工	土工工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
第 13 章 試験及び検査																									
1. 検測又は確認（施工段階確認）	(1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。																								

項 目	内 容					備 考
第 14 章 施工管理等 1. 主任技術者等の資格 2. 施工管理 第 15 章 条件変更の 補足説明 第 16 章 その他 1. 電子納品 2. 工事付属品 3. 週休 2 日による施 工	1) 施設機械工事等					
	工 種	確認内容		確認時期	遠隔確認 対象	備考
	電気 通信 設備	出来 形 確認	・データ転送装置、情報伝送 装置及び無停電電源装置の 既設キャビネット等への共 架状態、外観状態	据付時	—	施設機械工事等施 工管理基準第 2 編 第 9 章水管理制御 システム第 1 節
		品質 確認	・データ転送装置及び 情報伝送装置 防災中央データセンター への出力確認試験（w e b で確認） ・無停電電源装置 単体試験（電源喪失時の 動作確認）	据付時	—	施設機械工事等施 工管理基準第 2 編 第 9 章水管理制御 システム第 2 節
	(2) 上記 (1) の 1) の表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、 監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。					
	主任技術者等の資格は入札公告によるものとする。					
	施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書に よる。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合は あらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。					
	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設 計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 (1) 設計諸元等条件変更に係るもの (2) 関連工事との調整に係るもの (3) 不可抗力によるもの (4) 法・基準の改正に係るもの (5) その他本仕様書に定めないもの					
	工事完成図書を、共通仕様書第 1 章 1－1－26 及び第 1 章 1－1－28 に基づき作成し、次 のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R） 正副 2 部					
	本工事で設置等を行った設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として 監督職員の指示する場所に 1 部を備え付けなければならない。					
	(1) 本工事は、週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮 設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週 休 2 日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象 条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議す るものとする。 (2) 「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをい い、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態 をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。					

項 目	内 容	備 考												
	1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (3)「週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 1) 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。 1) 補正係数 <table><tr><td></td><td>4週8休以上</td></tr><tr><td>現場閉所率</td><td>28.5%(8日/28日)以上</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.05</td></tr></table> 2) 補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記1)に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。		4週8休以上	現場閉所率	28.5%(8日/28日)以上	労務費	1.02	機械経費（賃料）	1.02	共通仮設費（率分）	1.02	現場管理費（率分）	1.05	
	4週8休以上													
現場閉所率	28.5%(8日/28日)以上													
労務費	1.02													
機械経費（賃料）	1.02													
共通仮設費（率分）	1.02													
現場管理費（率分）	1.05													

項 目	内 容	備 考
第 17 章 定めなき事項	(1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。 (2) この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別紙 4)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。